

七 費用及び損失の計算に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(造成団地の分譲の場合の売上原価の額)</p> <p>2-2-2 法人が一団地の宅地を造成して2以上の事業年度(それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度)に.....</p> <p>(1)</p> <p>(注)1 (1)の「分譲が完了する事業年度」、「直前の事業年度」及び算式の「当該事業年度前の各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(2)</p> <p>.....当該事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において.....</p> <p>(注)</p> <p>(砂利採取地に係る埋戻し費用)</p> <p>2-2-4</p> <p>(注)1 本文の「採取を開始した日の属する事業年度」、「埋戻しを行う日の属する事業年度」、「直前の事業年度までの各事業年度」及び算式の「当該事業年度前の各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>(造成団地の分譲の場合の売上原価の額)</p> <p>2-2-2 法人が一団地の宅地を造成して2以上の事業年度に.....</p> <p>...</p> <p>(1)</p> <p>(注)</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>(2)</p> <p>.....当該事業年度前の各事業年度年度において.....</p> <p>(注)</p> <p>(砂利採取地に係る埋戻し費用)</p> <p>2-2-4</p> <p>(注)</p> <p>1</p> <p>2</p>

(商品引換券等を発行した場合の引換費用)

2-2-11

..... 2-1-39のただし書又は連結納税基本通達2-1-42《商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期》のただし書の適用を受ける場合

.....

(1)

(2)

(注)1 本文の「発行に係る事業年度」及び「翌事業年度」並びに(1)及び(2)の算式の「当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。

2

3

4

(損害賠償金)

2-2-13

(注)これを支払うべき日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の損金の額に算入する。

(前期損益修正)

2-2-16 当該事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において.....

(商品引換券等を発行した場合の引換費用)

2-2-11

..... 2-1-39のただし書の適用を受ける場合.....

(1)

(2)

(注)

1

2

3

(損害賠償金)

2-2-13

(注)これを支払うべき日の属する事業年度の損金の額に算入する。

(前期損益修正)

2-2-16 当該事業年度前の各事業年度において.....